

春合宿第2問

X と Y は日頃から一人暮らしのお年寄りの家に侵入し、強盗を行ってきた。

平成31年2月19日、X と Y は、いつもの通りの反抗を行うことを決め、強盗行為の実行は X が行い、Y は、X の逃走を助け、得られた財物は 7:3 の割合で分配することで合意した。同日15時30分、X は、A 宅に侵入し、その場にいた A(85歳女性)の胸ぐらをつかんで仰向けに倒し、左手で頸部を絞めつけ、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどして、同女の反抗を抑圧した上、同女所有の現金および預金通帳を強取し、その際前記暴行により、同所において、A を即時死に至らしめた。尚、A は、心臓疾患を抱えており、X の上記暴行は、それ自体が死因を形成するようなものではなく、A の心臓疾患と相俟って、A の死亡結果を引き起こしたものとする。

X、Y の罪責を検討せよ。